

はじめに

製造業における請負事業、いわゆる製造請負事業は、主として製造業の生産現場においてユーザー企業（発注者）から業務の一部を請け負い、事業を行うアウトソーシングの一形態であるが、近年多くの製造業の企業において採用され、今や我が国の物づくりの現場において重要な一翼を担うまでになっている。また、将来的にも製造業の更なる発展を図っていくためには製造請負事業の更なる活躍と発展が期待されている。そして、雇用の分野についてみると、製造請負事業に従事する労働者（いわゆる請負労働者）は100万人近くに上るものとも見られ、これら労働者の適正な労働条件を確保し、健康で働き甲斐のある職場環境を整備することは製造請負業界のみならず、国政上の大きな課題となっている。

さて、製造業における請負業界の現状についてみると、賃金、雇用、能力開発、福利厚生等の面において種々問題が指摘され、これら問題についての早急な改善が求められている状況にある。いわゆる偽装請負の問題をはじめとする労働者派遣法等の労働関係法令違反、労働条件や処遇の改善の必要性、これらの職場で働く労働者のキャリア展開の道筋が明らかでない等、課題の改善と解決が求められている。

本事業においては、これらの問題の改善を図るため、2007年6月に策定された製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知、啓発を行ったものである。

本事業の実施が、製造請負事業を行う事業者（請負事業主及び発注者）がさらにお互い協力して、各種問題点や課題に取り組んでいくための道標となって、雇用管理等の改善に具体的に取り組むことで、請負労働者の労働条件が改善され、将来のキャリア展開の道筋がしっかり見据えられることを期待している。

2008年3月

製造請負事業改善推進協議会